

# 1-1 朝倉医師会病院 感染対策指針

## 1 医療関連感染対策に関する基本的な考え方

朝倉医師会病院（以下「当院」という。）は、最新の医療を提供し地域医療に貢献することを使命とする地域医療支援病院である。安全な医療の実現のために、職員一人一人が医療関連感染対策の重要性を認識し、感染防止に真摯に取り組むと同時に、病院全体で取り組んで行く必要がある。

## 2 医療関連感染対策のための委員会その他の組織に関する基本的事項

当院における医療関連感染対策のための意思決定機関として、感染防止対策委員会（ICC）を設ける。また、医療関連感染対策を円滑に運営するための実動組織として院長のもとに感染管理部を設置する。

### 1. 感染防止対策委員会（ICC）

#### （目的）

感染防止対策委員会（ICC）は、当院における医療関連感染対策の推進のために設置され、重要検討内容について、実情把握と対応状況の報告、原因分析と改善策の立案、並びに全職員への組織的な対応方針の周知を図ることを目的とする。

#### （構成）

本委員会には1名の委員長、1名の副委員長を置き、委員長・副委員長は委員の中より院長が指名する。また、院長、看護部長、臨床検査科の責任者、薬剤科の責任者、栄養管理科の責任者、洗浄・消毒・滅菌担当の責任者、事務部門の責任者、感染症に関し相当の経験を有する医師、看護師等の職員から構成される。

#### （業務）

委員長は月1回程度の定期的な会議および審議事項が生じた場合に依じて臨時会議を招集する。また、本委員会は以下の事項について審議する。

- （1）医療関連感染の発生状況や防止対策に関すること
- （2）抗菌薬の使用状況に関すること

- (3) 医療関連感染の教育・啓蒙に関すること
- (4) 医療関連感染対策のためのマニュアルの整備に関すること
- (5) 医療関連感染に関わる事故等の疫学調査および事故措置に関すること
- (6) その他の医療関連感染に関すること

## 2. 感染管理部

### (目的)

感染管理部は、院長の直接的管理下にある感染対策運営組織であり、院長より一定の権限を委譲され、同時に義務(報告等)も課せられている。当院における医療関連感染の実情を把握し、その発生・蔓延を防止する対策を適正に実行するための中核的な役割を担い、病院全体の感染課題を総括し継続的かつ組織横断的に感染対策に取り組むことを目的とする。

### (構成)

感染症に関し相当の経験を有する医師を室長とし、専従の感染管理認定看護師(CNIC)(感染管理者)1名と事務員1名で構成され、感染制御チーム(ICT)を配置する。

### (業務)

感染管理部は、医療関連感染対策の円滑な運営にあたり、次の業務を行う。

- (1) 医療関連感染対策に関する全般的な活動
- (2) 医療関連感染対策に関する職員研修・教育の実施と管理
- (3) 医療関連感染対策に関する情報収集
- (4) 医療関連感染発生時の対応についての指導とサポート
- (5) 医療関連感染対策に関する地域連携(感染防止対策推進のための研修・支援等)
- (6) 抗菌薬の適正使用に関すること(感染症診療のコンサルテーションおよび介入)

## 3. 感染制御チーム (ICT)

### (目的)

感染制御チーム (ICT) は、感染管理部における日常業務実践組織として配置する。

### (構成)

医 師	感染症対策に3年以上の経験を有する専任の常勤医師
看 護 師	5年以上感染管理に従事した経験を有し、感染管理に適切な研修を修了した専任の看護師
薬 剤 師	3年以上の病院勤務経験をもつ感染防止対策にかかわる専任の薬剤師

臨床検査技師	3年以上の病院勤務経験をもつ感染防止対策にかかわる専任の臨床検査技師
その他	感染対策に携わる者

上記4職種のうち1名が院内感染管理者として配属

さらに、上記条件を満たす医師または看護師のうち1名が専従として配属

(業務)

感染制御チーム (ICT) は、適正な感染防止対策を実施するため、次の業務を行う。

- (1) 医療関連感染事例の把握
- (2) 医療関連感染防止対策の実施状況の把握・指導
- (3) 医療関連感染発生に関するサーベイランス等の情報分析・評価と効率的な感染対策の立案
- (4) 微生物学的検査を利用した抗菌薬の適正使用の推進
- (5) 医療関連感染防止対策を目的とした研修の実施
- (6) 感染対策マニュアルの作成と遵守状況の確認
- (7) 定期的(病棟:1回/週、その他:1回/月)な院内巡回の実施とその記録
- (8) 感染対策向上加算2・3施設と、少なくとも4回/年程度定期的にカンファレンス開催
- (9) 外来感染対策向上加算施設と、少なくとも2回/年程度定期的にカンファレンス開催
- (10) 感染対策向上加算2・3施設から、必要時に院内感染対策に関するコンサルテーション対応
- (11) 感染対策向上加算1施設と、少なくとも1回/年程度相互に赴き感染防止対策の評価・報告

#### 4. 抗菌薬適正使用支援チーム (AST)

(目的)

抗菌薬適正使用支援チーム (AST) は、抗菌薬の適正使用を支援し、感染症の治療効果を高めるとともに、耐性菌の発生を抑制することを目的に配置する。

(構成)

医師	感染症の診療について3年以上の経験を有する専任の常勤医師
看護師	5年以上感染管理に従事した経験を有し、感染管理に適切な研修を修了した専任の看護師

薬 剤 師	3年以上の病院勤務経験をもつ感染症診療にかかわる専任の薬剤師
臨 床 検 査 技 師	3年以上の病院勤務経験をもつ微生物検査にかかわる専任の臨床検査技師
そ の 他	感染対策に携わる者

上記 4 職種のうち 1 名が専従として配属

#### (業務)

抗菌薬適正使用支援チーム（AST）は、適正な抗菌薬使用を実施するため、次の業務を行う。

- (1) モニタリングを実施する患者を設定
- (2) 対象患者を把握し、検査や選択抗菌薬の内容等を評価し、必要に応じて主治医へフィードバック
- (3) 微生物検査・臨床検査が適切に利用可能な体制を整備
- (4) プロセス指標およびアウトカム指標を定期的に評価
- (5) 抗菌薬の適正使用を目的とした院内研修の実施（2回/年以上）
- (6) 院内の抗菌薬使用に関するマニュアルの作成・改訂
- (7) 採用抗菌薬について定期的に見直しを実施
- (8) 他の医療機関から抗菌薬適正使用の推進に関する相談対応

## 5. リンクナース

#### (目的)

リンクナースは、医療関連感染対策の組織的取組みを強化するため、感染制御チームと連携して各診療領域における感染防止対策の指導的役割を担うことを目的に設置する。

#### (構成)

リンクナースは、各病棟師長に指名された者からなる。また、看護部長から指名された看護師長 1 名、看護主任数名をオブザーバーとする。

#### (業務)

リンクナースは、各診療領域の感染症発生と蔓延を防止するため、感染症患者の動向を把握する。一般医療スタッフにおける感染防止対策上の問題認識向上と啓発指導を図る。

## 6. リンクスタッフ

### （目的）

リンクスタッフは、感染症発生状況を把握し、各所属スタッフに伝達し発生・蔓延防止対策を実施することを目的として設置する。

### （構成）

リハビリテーション科、栄養管理科、施設管理、臨床工学科、事務部(医事課)、診療放射線科、薬剤科、地域医療連携室、医師サポート課、健診科、院内保育園から各1名の委員をもって構成する。委員は各所属長が指名する。

### （業務）

院内における感染防止対策の推進

## 3 医療関連感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

感染管理部は、年2回以上施設全体の職員（委託業務を含む）を対象として、定期的に医療関連感染防止対策に関する教育、研修を行う。また、新採用職員（途中採用者を含む）について、採用時に随時、医療関連感染防止対策に関する教育、研修を行う。医療関連感染の増加が疑われる、あるいは確定した場合、介入の手段として、部署（診療単位）や職種を限定して、医療関連感染防止対策に関する教育、研修を行う。感染制御チーム（ICT）とリンクナースおよびリンクスタッフは連携し、各診療領域における一般医療スタッフに対する医療関連感染防止対策上の問題認識向上と啓発指導を図る。

## 4 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

感染症の院内における発生を迅速に把握できる方法を確立し、感染を未然に防ぐ、または蔓延を防止するために、リアルタイムに対策を立てられるようにする。感染症の発生は、平日はベッドコントロール会議時に各師長より患者・職員の感染症情報が看護部長に報告され、その後感染管理者へ報告される。それに加え、主治医および病棟医長・病棟看護責任者から感染症発生届出書にて、感染管理部に報告され、必要に応じて感染管理者より院長に報告する。また、病棟看護責任者より看護部長に報告する。

「感染症法」に規定される届出は、北筑後保健福祉環境事務所を經由して都道府県知事に届け出る。

## 5 医療関連感染発生時の対応に関する基本方針

感染症の発生動向の監視（サーベイランス）を実施し、動向の分析に基づき、対策を立案し改善のための方針を関連部署とともに実施する（コンサルテーション）。

医療関連感染発生時の対応手順を明確化し、文章として「感染対策マニュアル」に記述し、医療関連感染発生時には迅速に対応できるようにする。

## 6 患者等に対する指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、当院ホームページにて一般に公開する。

## 7 その他の当院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

### 1. 地域支援

感染防止対策を行っているにもかかわらず、院内の感染症発生が継続する場合、もしくは院内のみでは対応が困難な場合には、

#### （1）地域支援ネットワークに速やかに相談する

- ・加算1連携：久留米大学病院
- ・感染管理認定看護師による地域支援ネットワーク(筑後感染管理 CICTAC)など

#### （2）管轄の保健所へ相談する

福岡県北筑後保健福祉環境事務所 保健衛生課 感染症係

- ・TEL：0946-22-9886
- ・FAX：0946-24-9260

### 2. 患者への情報提供と説明

患者本人および患者家族に対して、適切なインフォームドコンセントを行う。

- （1）疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明し理解を得た上で、協力を求める。
- （2）必要に応じて感染症などの情報を公開する。

附則) この指針は、平成 21 年 6 月 18 日より施行する

平成	23	年	11	月	22	日	改訂
平成	24	年	4	月	1	日	改訂
平成	26	年	1	月	22	日	改訂
平成	28	年	10	月	26	日	改訂
平成	30	年	11	月	21	日	改訂
令和	1	年	11	月	11	日	改訂
令和	5	年	6	月	1	日	改訂